

# 神谷小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月  
北区立神谷小学校

## 基本方針

学校が子供にとって楽しいところであるように

「いじめは絶対にしない、させない、許さない」

### 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### 2 いじめに対する基本的な取り組み

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (3) 人権侵害である「いじめ」を絶対に許さない学校を作る。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、組織的に取り組む。
- (5) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (6) 子供に対して年3回のアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子供一人一人の状況の把握に努める。

### 3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

#### (1) いじめ対策委員会

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

#### (2) 職員夕会での情報交換及び共通理解

毎週火曜日の職員夕会において、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導の情報交換及び共通理解を図る。

### 4 いじめ未然防止のための取り組み

#### (1) 学級経営の充実

- 「いじめアンケート」やQU検査結果を活かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- (2) 道徳教育の充実
  - 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
  - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (3) 相談体制の整備
  - QI 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
  - 年間3回の「いじめアンケート」により児童一人一人の理解に努める。
  - 教育相談の充実に努める。

#### 4 いじめ早期発見のための取り組み

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
 

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 年間3回「いじめアンケート」の実施
 

6月11月2月に「いじめアンケート」を実施する。また、「いじめアンケート」をもとに、気になる児童と直接話をして、思いをくみ取る。（内容は、適宜管理職へ報告。）
- (3) ノート・日記指導
 

休み時間や放課後の活動の中で児童の様子に目を配り、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握する。

#### 5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。  
いじめの事実が確認された場合は、生活指導部会やいじめ対策委員会を開催し、対応を協議する。
- (2) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) 法を犯す行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等の関係諸機関と連携して対処する。

#### 6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
  - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
  - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」より）
- (2) 重大事態への対処
  - 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
  - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するいじめ対策委員会を設置する。
  - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
  - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。